

## 島田市川根デイサービスセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人島田市社会福祉協議会が開設する島田市川根デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 島田市川根デイサービスセンター
- (2) 所在地 島田市川根町身成3100番地

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、事業所の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1人以上  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員 1人以上  
看護職員は、機能訓練指導員を兼務し、利用者の指定通所介護の提供に当たる。
- (4) 機能訓練指導員 1人以上  
機能訓練指導員は、看護職員が兼務し、利用者の指定通所介護の提供に当たる。

(5) 介護職員 4人以上

介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。ただし、延長サービスは提供しない。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時15分から午後4時20分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位35人とする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話とし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理サービスであるときはその1割、2割又は3割の額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、実施地域を越えた地点から自宅までの実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域以外の地域において1キロメートル当たり50円を徴収する。

3 前2項のほか、利用に応じて食材料費1回につき700円の料金を徴収する。

4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、島田市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 生活指導員等は、指定通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族に了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を

行うものとする。

2 事業所は、火災、その他急迫の事態に備えて具体的な計画を立てておくものとする。

3 その他関係諸法令を遵守し、災害の発生の防止に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 指定通所介護を提供するに当たり、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。指定通所介護の提供に当たり利用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし集団生活を乱すような言動は慎む。

(2) 利用者は、事業所の施設、設備等を本来の用途によって利用するものとし、故意又は重大な過失によって、滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用によって原状を復するか、又は相当な代価を支払うものとする。

(3) 利用指定日の取り消し、変更をする場合は事前に連絡をすること。

(4) 指定場所以外での喫煙はしないこと。

(5) その他、施設長、従業者の指示に反する行為をしないこと。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、生活相談員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、全ての生活相談員等(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより生活相談員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



# 重要事項説明書（通所介護事業）

令和8年6月1日

当事業所が提供する通所介護の内容に関し、お客様にご説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業所の概要

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 事業者の名称     | 社会福祉法人 島田市社会福祉協議会 |
| 主たる事務所の所在地 | 静岡県島田市大津通2番の1     |
| 電話番号       | 0547-35-6247      |
| 代表者職氏名     | 会長 山城 厚生          |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 事業所の名称    | 島田市川根デイサービスセンター   |
| 事業所の所在地   | 静岡県島田市川根町身成3100番地 |
| 介護保険事業所番号 | 2275400402        |
| 指定年月日     | 平成20年4月1日         |
| 交通の便      | 大井川鉄道家山駅下車 車で約5分  |
| 通常事業の実施地域 | 島田市全域             |

## 2 事業所の職員概要

| 職 種                     | 資 格               | 職員体制 |
|-------------------------|-------------------|------|
| 管 理 者                   | 看 護 師             | 1人   |
| 生 活 相 談 員               | 介 護 福 祉 士         | 1人以上 |
| 看 護 職 員<br>(機能訓練指導員と兼務) | 看 護 師 又 は 准 看 護 師 | 1人以上 |
| 生 活 相 談 員 兼 介 護 職 員     | 介 護 福 祉 士         | 1人以上 |
| 介 護 職 員                 | 介 護 福 祉 士 等       | 1人以上 |
| 調 理 職 員                 |                   | 1人以上 |
| 送 迎 運 転 手               |                   | 1人以上 |

## 3 指定通所介護施設の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 定 員       | ○一般型 35人(1単位)   |
| 食堂及び機能訓練室 | 126.53 m <sup>2</sup>   |
| 浴 室       | ○一般浴槽 16.66 m <sup>2</sup> 滑り止め加工及びスロープ、手すり設置<br>○特殊浴槽 循環式 1台 浴槽入浴用車いす 2台                       |
| そ の 他 設 備 | ○静養室 41.31 m <sup>2</sup><br>○相談室 16.17 m <sup>2</sup><br>○和 室 15.12 m <sup>2</sup><br>○送迎車 9 台 |

#### 4 サービスの提供時間

営業日 月曜日から土曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます。）  
 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分まで

#### 5 利用料金

##### (1) 利用料

基本単位数（1回あたり）

|                           | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4    | 要介護5    |
|---------------------------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 通常規模型通所介護<br>（7時間以上8時間未満） | 658単位 | 777単位 | 900単位 | 1,023単位 | 1,148単位 |

以下の加算要件に該当する場合、上記単位数が加算されます。

- 入浴介助加算 40単位
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ（上記基本単位数+加算単位数）×11.1%（1単位未満の端数四捨五入）
- 科学的介護推進体制加算（月単位） 40単位

- 島田市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数（基本単位数に加算減算を加えた単位数）に10.14円を乗じて得た額（1円未満の端数切捨）が基本料金となり、この1割（一定所得以上の方は2割又は3割）がお客様に負担していただく利用料金となります。
- 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている時間は、介護保険からの給付は受けられません
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される食事、入浴等を受けられた場合は、一定の料金を負担していただきます

##### (2) その他の費用

通常事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食材料費、教材費等、その他日常生活において通常必要とされる費用はお客様の負担となります。

○日常生活において必要とする費用負担

|                                      |     |        |
|--------------------------------------|-----|--------|
| 食材料費（全員）                             | 1食  | 700円   |
| 通常営業区域外の送迎                           | 1km | 50円    |
| 来所後体調不良でやむをえず退所した場合<br>（利用が3時間未満の場合） |     | 1,000円 |

##### (3) 料金の支払方法

お客様が当事業書に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とさせていただきます。毎月15日頃に前月分ご利用いただいたサービスの利用料金をご請求させていただきます。支払方法は、銀行振込、口座自動引落とし、現金支払いの中からご契約の際お選びください。

| お支払方法  | お支払期日      | 備考   |
|--------|------------|--|
| 口座自動引落 | ご請求月の27日まで | ご指定の口座より27日（27日が土曜日の場合は翌々日、27日が日曜日の場合は翌日、その他祝祭日が挟まる場合は、休日明け最初の金融機関営業日）にお引落させていただきます。 |

#### (4) キャンセル料

サービス提供実施日前日の時間までに連絡することなく、サービス利用の中止を申し出た場合、キャンセル料として、次のとおり請求することが出来るものとします。

|   |   |            |
|---|---|------------|
| 1 | サービス提供実施日前日、午後5時までにご連絡をいただいた場合                  | 無 料        |
| 2 | サービス提供実施日前日、午後5時までにご連絡をいただけなかった場合               | 1, 0 0 0 円 |
| 3 | 当日、体調不良や自然災害等によりサービス利用ができない連絡を午前8時までにご連絡いただいた場合 | 無 料        |

#### (5) その他

お客様の被保険者証に支払方法の変更の記載（お客様が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額をお支払いいただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、島田市の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分の9割ですが、一定所得以上の方は8割又は7割）の払い戻しを受けてください。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの開始

- この説明書によりお客様から同意を得た後、当事業所の職員が指定通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
- お客様が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合には、事前に指定居宅介護支援事業者にご相談ください。

### (2) サービスの終了

- お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。  
この場合は、サービス終了日の7日前までに、文書によりお客様に通知します。
- 自動終了  
次の場合は自動的に終了となります。
  - ・お客様が、介護保険施設に入院又は入所された場合
  - ・お客様の認定区分が要介護以外になった場合
  - ・お客様がお亡くなりになった場合
- その他
  - ・当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所が破産した場合、お客様は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
  - ・お客様がサービスの利用料金を6ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、お客様が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書でお客様に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

### (3) サービスの利用の中止、変更

- サービス利用予定日の前に、お客様のご都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所が満員でお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して、協議させていただきます。
- 災害（地震・台風等）やインフルエンザ等によりサービスの提供が困難であると当事業所が判断した場合は、急きょ、サービスの提供を中止、又は変更させていただく場合があります。

## 7 サービスの内容

当事業所の提供するサービスは、以下のとおりです。

|      |      |      |        |       |
|------|------|------|--------|-------|
| 1 送迎 | 2 入浴 | 3 食事 | 4 生活相談 | 5 その他 |
|------|------|------|--------|-------|

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、お客様にわかりやすいように説明します。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、お客様の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。
- 災害（地震・台風等）やインフルエンザ等によりサービスの提供が困難であると当事業所が判断した場合は、急きょ、サービスの提供を中止又は変更させていただくことがあります。

## 8 担当職員

お客様を担当する生活相談員等は、以下のとおりです。

看護職員 中村 秀子  
 生活相談員 北川 祐子、細田 怜生  
 介護職員 北川 祐子、細田 怜生

- 職員は常に身分証明書を携帯しているため、必要な場合は提示をお求めください。
- お客様はいつでも担当の生活相談員等の変更を申し出ることができます。  
 （これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。）
- 当事業所は、お客様の担当生活相談員等が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当の生活相談員等を変更することができる事といたします。

## 9 緊急時の対応方法

指定通所介護の提供中にお客様の容体に変化があった場合は、直ちにお客様の主治医等に連絡します。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 主治医   | 氏名  |  |
|       | 連絡先 |  |
| 緊急連絡先 | 氏名  |  |
|       | 連絡先 |  |

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |       |
|-------------|-------|
| 虐待防止に関する責任者 | 北川 祐子 |
|-------------|-------|

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業員への周知を徹底します。

(5) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 11 衛生管理等について

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 12 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13 非常災害対策

(1) 防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な消防計画を作成します。

(2) 消防計画に基づき、年2回、利用者及び従業員等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 14 ハラスメントの対策強化

(1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

(2) ご利用者またはそのご家族等による本事業所の従業員への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業員ないし当事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。

①身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

②セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせを言います。

## 15 苦情処理

お客様は、当事業所の指定通所介護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。  
お客様は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

苦情相談窓口：

担 当 島田市川根デイサービスセンター 中村 秀子  
電話番号 0547-53-3895  
対応時間 午前8時30分～午後5時15分（月～金）

※ この他、島田市や静岡県の相談窓口で苦情を申し立てることができます。

|       |         |                      |
|-------|---------|----------------------|
| 島 田 市 | 担 当 窓 口 | 島田市役所 長寿介護課          |
|       | 電 話 番 号 | 0547-34-3294         |
| 静 岡 県 | 担 当 窓 口 | 静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 |
|       | 電 話 番 号 | 054-253-5590         |

## 16 その他

第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

(事業所)

指定通所介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 島田市川根町身成3100番地

名称 島田市川根デイサービスセンター

説明者

(お客様)

この説明書により、指定通所介護に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

[ご利用者様との続柄 ]



## 島田市川根デイサービスセンター運営規程（総合事業通所介護）

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人島田市社会福祉協議会が開設する島田市川根デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う島田市総合事業通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要支援者又はサービス事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な総合事業通所介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要支援者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 総合事業通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 島田市川根デイサービスセンター

(2) 所在地 島田市川根町身成3100番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の管理を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する総合事業通所介護の利用申込みに係る調整、総合事業通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1人以上

看護職員は、機能訓練指導員を兼務し、利用者の総合事業通所介護の提供に当たる。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、看護職員が兼務し、利用者の総合事業通所介護の提供に当たる。

(5) 介護職員 4人以上

介護職員は、総合事業通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。ただし、延長サービスは提供しない。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時15分から午後4時20分までとする。

(総合事業通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位35人とする。

(総合事業通所介護の内容及び利用料等)

第7条 総合事業通所介護の内容は、入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む。)生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要支援者等に必要な日常生活上の世話とし、総合事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該総合事業通所介護が法定代理受領サービスであるときはその1割、2割又は3割の額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う総合事業通所介護に要した交通費は、実施地域を越えた地点から自宅までの実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域以外の地域において1キロメートル当たり50円を徴収する。

3 前2項のほか、利用に応じて食材料費1回につき700円の料金を徴収する。

4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、島田市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、総合事業通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡する等などの措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での総合事業通所介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族に了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、火災、その他急迫の事態に備えて具体的な計画を立てておくものとする。

3 その他災害の発生の防止に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 総合事業通所介護を提供するに当たり、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

2 総合事業通所介護の提供に当たり利用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし集団生活を乱すような言動は慎む。

(2) 利用者は、事業所の施設、設備等を本来の用途によって利用するものとし、故意又は重大な過失によって、滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用によって原状を復するか、又は相当な代価を支払うものとする。

(3) 利用指定日の取り消し、変更をする場合は事前に連絡をすること。

(4) 指定場所以外での喫煙はしないこと。

(5) その他、施設長、従業者の指示に反する行為をしないこと。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、生活相談員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 事業所は、全ての生活相談員等（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

（2）継続研修 年 6 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより生活相談員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。



# 重要事項説明書（島田市総合事業通所介護）

令和8年6月1日

当事業所が提供する島田市総合事業通所介護の内容に関し、お客様にご説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業所の概要

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 事業者の名称     | 社会福祉法人 島田市社会福祉協議会 |
| 主たる事務所の所在地 | 静岡県島田市大津通2番の1     |
| 電話番号       | (0547) 35-6247    |
| 代表者職氏名     | 会長 山城 厚生          |

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 事業所の名称    | 島田市川根デイサービスセンター        |
| 事業所の所在地   | 静岡県島田市川根町身成3100番地      |
| 電話番号      | 0547-53-3895           |
| 介護保険事業所番号 | 2275400402             |
| 指定年月日     | 平成20年4月1日              |
| 指定に係る有効期限 | 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで |
| 交通の便      | 大井川鉄道家山駅下車 車で約5分       |
| 通常事業の実施地域 | 島田市全域                  |

## 2 事業者の職員概要

| 職 種                     | 資 格                  | 職員体制 |
|-------------------------|----------------------|------|
| 管 理 者                   | 看 護 師                | 1人   |
| 生 活 相 談 員               | 介 護 福 祉 士            | 1人以上 |
| 看 護 職 員<br>(機能訓練指導員と兼務) | 看 護 師 又 は<br>准 看 護 師 | 1人以上 |
| 生 活 相 談 員 兼<br>介 護 職 員  | 介 護 福 祉 士            | 1人以上 |
| 介 護 職 員                 | 介 護 福 祉 士 等          | 1人以上 |
| 調 理 職 員                 |                      | 1人以上 |
| 送 迎 運 転 手               |                      | 1人以上 |

## 3 介護予防通所介護施設の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 定員        | ○一般型 35人(1単位)   |
| 食堂及び機能訓練室 | 126.53 m <sup>2</sup>   |
| 浴 室       | ○一般浴槽 16.66 m <sup>2</sup> 滑り止め加工及びスロープ、手すり設置<br>○特殊浴槽 循環式 1台 浴槽入浴用車いす 2台               |
| そ の 他 設 備 | ○静養室 41.31 m <sup>2</sup> ○相談室 16.17 m <sup>2</sup><br>○和室 15.12 m <sup>2</sup> ○送迎車 9台 |

#### 4 サービスの提供時間

営業日 月曜日から土曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます。）

営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分まで

#### 5 利用料金

##### (1) 利用料

当事業所の島田市総合事業通所介護の提供に際し、お客様に負担していただくご利用料金は、原則として基本料金の1割ですが、一定所得以上の方は2割又は3割となります。

基本単位数（1ヶ月あたり）

| 1. 単位数 | 事業対象者・要支援1<br>要支援2 | 事業対象者・要支援2 |
|--------|--------------------|------------|
|        | 1,798単位            | 3,621単位    |

以下の加算要件に該当する場合、上記単位数が加算されます。

##### サービス提供体制加算（Ⅱ）

事業対象者・要支援1 72単位

事業対象者・要支援2 144単位

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ（上記基本単位数+加算単位数）×11.1%（1単位未満の端数四捨五入）

科学的介護推進体制加算（月単位） 40単位

○島田市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数（基本単位数に加算減算を加えた単位数）に10.14円を乗じて得た額（1円未満の端数切捨）が基本料金となり、この1割（一定所得以上の方は2割又は3割）がお客様に負担していただく利用料金となります。

○月のサービス利用日や回数については、お客様の状態の変化、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

○お客様の体調不良や状態の改善等によりケアプランに定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はケアプランに定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

○ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量がケアプランに定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、ケアプランの作成を依頼している事業者と調整をします。

##### (2) その他の費用

通常事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食材料費、教材費等、その他日常生活において通常必要とされる費用はお客様の負担となります。

##### ○ 日常生活において必要とする費用負担

|                     |     |        |
|---------------------|-----|--------|
| 食材料費（全員）            | 1食  | 700円   |
| 通常営業区域外の送迎          | 1km | 50円    |
| 来所後体調不良でやむをえず退所した場合 |     | 1,000円 |

##### (3) 料金の支払方法

お客様が当事業書に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とさせていただきます。

毎月15日頃に前月分ご利用いただいたサービスの利用料金をご請求させていただきます。支払方法は、銀行振込、口座自動引落とし、現金支払いの中からご契約の際お選びください。

| お支払方法  | お支払期日      | 備 考  |
|--------|------------|--|
| 口座自動引落 | ご請求月の27日まで | ご指定の口座より27日（27日が土曜日の場合は翌々日、27日が日曜日の場合は翌日、その他祝祭日が挟まる場合は、休日明け最初の金融機関営業日）にお引落させていただきます。 |

#### (4) その他

お客様の被保険者証に支払方法の変更の記載（お客様が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額をお支払いいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、島田市の窓口へ提出して差額（基本料金の9割ですが、一定所得以上の方は8割又は7割）の払い戻しを受けてください。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの開始

- この説明書によりお客様から同意を得た後、当事業所の職員が島田市総合事業通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
- お客様がケアプランの作成を依頼している場合には、ケアプランを作成した事業所へ事前にご相談ください。

### (2) サービスの終了

- お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の7日前までに、文書によりお客様に通知します。
- 自動終了  
次の場合は自動的に終了となります。
  - ・ お客様が総合事業のサービスが適用されない施設に入院又は入所された場合
  - ・ お客様がサービス事業対象者でなくなった場合
  - ・ お客様の認定区分が要支援でなくなった場合
  - ・ お客様がお亡くなりになった場合
- その他
  - ・ 当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所が破産した場合、お客様は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
  - ・ お客様がサービスの利用料金を6ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、お客様が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書でお客様に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

### (3) サービスの利用の中止、変更

- サービス利用予定日の前に、お客様のご都合により、サービスの利用を中止又は変更すること

ができます。

この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所が満員でお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して、協議させていただきます。
- 災害（地震・台風等）やインフルエンザ等によりサービスの提供が困難であると当事業所が判断した場合は、急きょサービスの提供を中止、又は変更させていただく場合があります。

## 7 サービスの内容

当事業所の提供するサービスは以下のとおりです。

|      |      |      |        |       |
|------|------|------|--------|-------|
| 1 送迎 | 2 入浴 | 3 食事 | 4 生活相談 | 5 その他 |
|------|------|------|--------|-------|

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、お客様にわかりやすいように説明します。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、お客様の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

## 8 担当職員

お客様を担当する生活相談員等は、以下のとおりです。

看護職員 中村秀子

生活相談員 北川祐子、細田怜生

介護職員 北川祐子、細田怜生

- 職員は常に身分証明書を携帯しているため、必要な場合は提示をお求めください。
- お客様はいつでも担当の生活相談員等の変更を申し出ることができます。  
(これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。)
- 当事業所は、お客様の担当生活相談員等が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当の生活相談員等を変更することができる事といたします。

## 9 緊急時の対応方法

島田市総合事業通所介護の提供中にお客様の容体に変化があった場合は、直ちにお客様の主治医等に連絡します。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 主治医   | 氏名  |  |
|       | 連絡先 |  |
| 緊急連絡先 | 氏名  |  |
|       | 連絡先 |  |

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |       |
|-------------|-------|
| 虐待防止に関する責任者 | 北川 祐子 |
|-------------|-------|

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業員への周知を徹底します。

(5) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 11 衛生管理等について

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 12 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13 非常災害対策

(1) 防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な消防計画を作成します。

(2) 消防計画に基づき、年2回、利用者及び従業員等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 14 ハラスメントの対策強化

(1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(2) ご利用者またはそのご家族等による当事業所の従業員への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業員ないし当事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。

①身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

②セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせを言います。

### 15 事業に関する苦情

お客様は、当事業所の島田市総合事業通所介護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。

お客様は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

苦情相談窓口：

担 当 島田市川根デイサービスセンター 中村 秀子  
電話番号 0547-53-3895  
対応時間 午前8時30分～午後5時15分（月～金）

※ この他、島田市や静岡県の相談窓口で苦情を申し立てることができます。

|       |         |                      |
|-------|---------|----------------------|
| 島 田 市 | 担 当 窓 口 | 島田市役所 長寿介護課          |
|       | 電 話 番 号 | 0547-34-3294         |
| 静 岡 県 | 担 当 窓 口 | 静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 |
|       | 電 話 番 号 | 054-253-5590         |

### 16 その他

第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

(事業所)

島田市総合事業通所介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 島田市川根町身成3100番地

名称 島田市川根デイサービスセンター

説明者

(お客様)

この説明書により、島田市総合事業通所介護に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

[ご利用者様との続柄 ]

